

# 由利本荘市職員の退職管理について

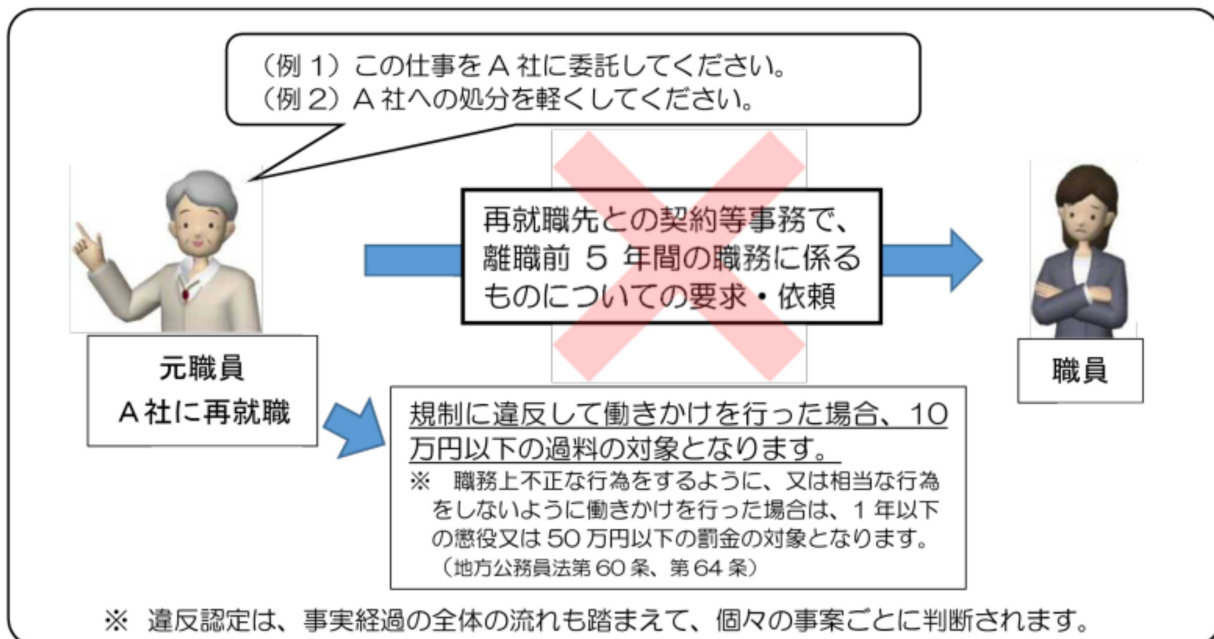
## 1. 働きかけの禁止

**再就職した元職員は、離職後2年間、現職職員への働きかけが禁止されます。**

(在職中のポストや職務内容により、禁止される働きかけの対象範囲は異なります。)

平成28年4月の地方公務員法の改正により、再就職した本市職員が、現職の職員に対して、本市と再就職先との間の契約や処分に関する事務で、離職前5年間又は課長等以上の職に就いていた間の職務等に係るものについて、要求・依頼（働きかけ）を行う事が禁止されました。

※この場合の再就職には、市役所への再任用は該当しません。



### ◆ 働きかけ禁止の範囲 ◆ (地方公務員法第38条の2、職員の退職管理に関する条例第2条)

- 在職していた執行機関の組織等の職員に対し、離職後2年間、再就職先に関する契約等事務であって離職前5年間の職務に属するものに関する働きかけが禁止されます。
- 離職前5年よりも前に課長級以上の職に就いていたときの職務についても、離職後2年間、働きかけが禁止されます。
- 最終決裁者として自ら決定した契約等事務に関する働きかけは、期限の定めなく禁止されます。

## ◆ 働きかけ禁止の例外となる場合 ◆ (地方公務員法第38条の2第6項)

- ・行政庁からの指定・登録・委託等を受けて行うものについて、業務遂行のために必要な場合、又は、地方自治法第221条第3項の法人等の業務を行うために必要な場合
- ・法令や地方公共団体との契約・処分に基づき権利の行使や義務の履行をする場合
- ・法令に基づく申請や届出を行う場合
- ・一般競争入札等による契約を締結するために必要な場合
- ・法令又は慣例により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合
- ・公務の公正性の確保に支障が生じない場合として承認を得た場合

## 2. 再就職状況の届出

**管理監督者の地位にあった元職員は、退職後2年間、再就職状況の届出が必要です。**

本市では、地方公務員法改正に伴い、「職員の退職管理に関する条例」を制定しました（平成28年4月施行）。この条例に基づき、課長等相当職以上の地位にあった元職員は、再就職をした場合や再就職先での地位に変更があった場合に、本市へ届出をする必要があります。

### ◆ 届出内容（職員の退職管理に関する条例第3条）

#### ○届出が必要な元職員

課長等以上の職に就いたことのある再就職者に届出の義務があります。

※市役所への再任用は該当しません。

※地方公務員等（臨時職員を含む）として再就職した場合は該当しません。

※営利企業以外への再就職で月額30万円以下の報酬の場合は該当しません。

※課長等以上とは、職員の給与に関する規則別表第1中区分1から区分5までに掲げる職です。

#### ○届出が必要な期間

本市退職後2年の間

#### ○届出の内容

再就職日、再就職先の名称、再就職先での業務内容等

※職員の退職管理に関する規則様式第1号で届出してください。

（様式は市ホームページよりダウンロード出来ます。）

#### ○届出の時期、届出先

再就職したとき、又は届出内容に変更が生じたときは、速やかに総務部総務課に届出してください。